

第1編 総論

第1章 羽幌町の責務、計画の位置づけ、構成等

羽幌町（以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、羽幌町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項】

- (1) 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市町村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- (3) 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの

構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

資料編 ・羽幌町国民保護協議会条例 P. 113

・羽幌町国民保護協議会委員名簿 P. 93

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。なお、町内会等を中心とした、自主防災組織の育成に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

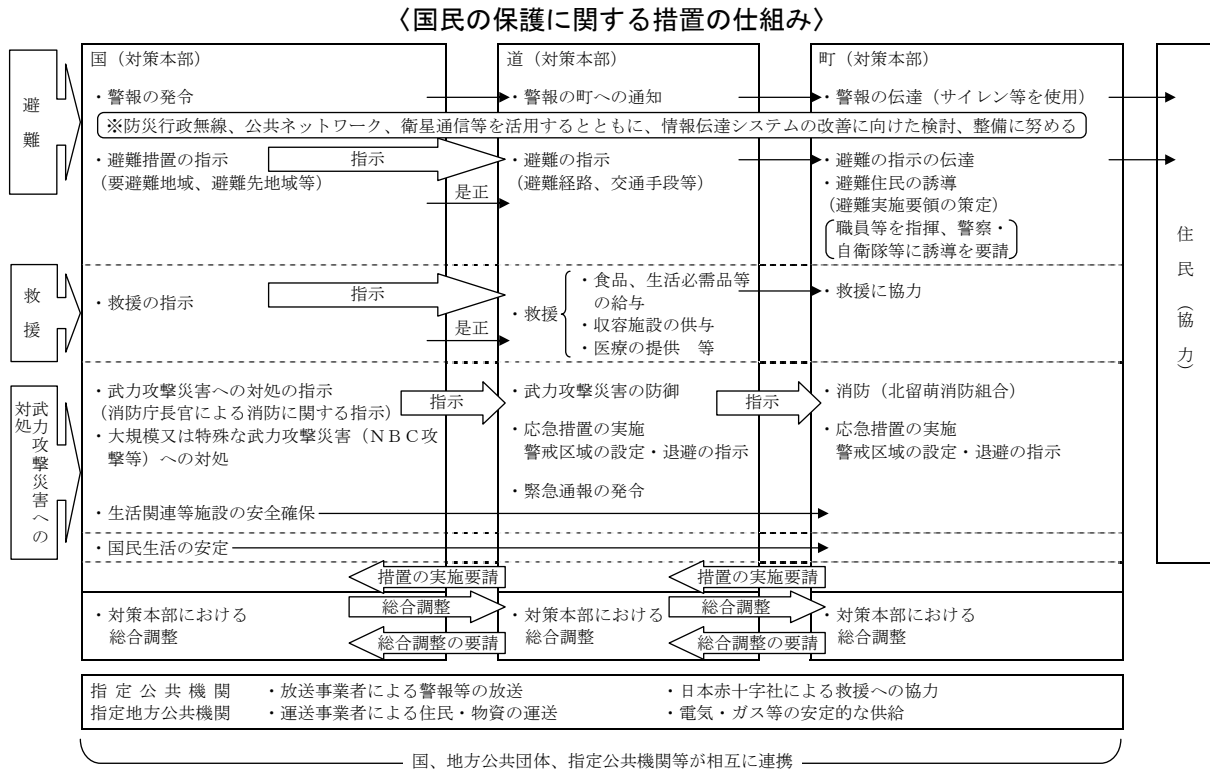
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、道、町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すると、次のとおりである。



1 町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（北留萌消防組合）、廃棄物の処理 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧 P. 89

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置及び面積

本町は、北海道西北部留萌支庁管内の中央、東経141度17分から142度04分、北緯44度12分から27分間に位置し、東西62.0km、南北25.7km、面積は472.49km²を有する。

主要部をなす羽幌地区は面積461.78km²を有し、南は苫前町、北は初山別村及び遠別町、東は天塩山地を隔てて幌加内町と接しており、西は日本海に面している。

羽幌地区から西方海上約24kmを隔てて面積5.21km²の焼尻島、その西に武蔵水道3.5kmを隔てて面積5.50km²の天売島があり、両島とも日本最北の国定公園である暑寒別天売焼尻国定公園に属している。

(2) 地形

羽幌地区東部は天塩山地に連なる山岳地帯であり、その主峰ピッシリ山を源流として羽幌川と築別川が朝日台地を境に東西に貫流し、その流域は肥沃な農耕地となっている。

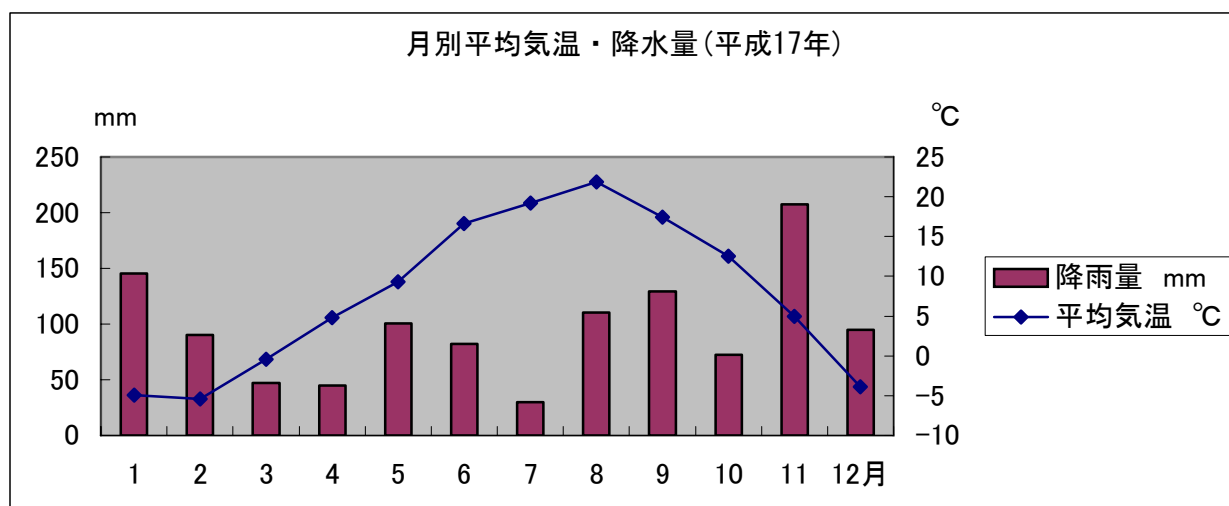
焼尻島は、4段の海岸段丘からなる台地状をなし、島全体は比較的平坦で、面積の3分の1が原生林に覆われている。特にイチイ（オンコ）の原生林は、学術的にも貴重なものとされ、国の天然記念物に指定されている。

天売島は、断崖絶壁が続く西側と、標高が低く平坦な東側に分かれている。西海岸の海蝕崖地域は、海鳥の繁殖地となっており、南西岸の断崖と奇岩は、オロロン鳥（ウミガラス）などが生息し、天然記念物（天売島海鳥繁殖地）に指定されている。

資料編 ・ 羽幌町全図 P. 127

(3) 気候

本町は、1年のうちで最も気温の低くなる2月の平均気温が-5.4℃、最深積雪量が113cm（いずれの値も平成17年）と寒冷積雪地域であるが、対馬海流の影響で寒暖の差は比較的少なく、過ごしやすい気候となっている。冬季は湿潤寒冷、夏季は温暖で、春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から秋にかけて雨が多い。



(4) 人口分布

本町の平成18年6月現在の地区別人口及び総人口は、次のとおりとなっており、島嶼の占める人口の割合は、総人口の約8.5%となっている。また、人口密度は1平方キロメートル当たり18.74人となっている。

(単位：人、世帯)

		人 口	男	女	世 帯 数
地区内訳	羽 幌	8,098	3,830	4,268	3,644
	天 売	412	208	204	204
	焼 尻	346	163	183	190
総 計		8,856	4,201	4,655	4,038

なお、詳細な地区別人口分布は、資料編の世帯人口統計表に掲げるところによる。

資料編 ・ 世帯人口統計表 P. 128

(5) 道路の位置

町内の主な道路としては、国道232号が苫前町境から初山別村境までの海岸沿いを町を南北に縦断する形で走っている。道道は255号焼尻島線、356号築別炭坑築別停車場線、437号羽幌原野古丹別停車場線、547号羽幌港線、548号天売島線、612号築別天塩有明停車場線、741号上遠別霧立線、747号上羽幌羽幌停車場線、762号平羽幌線、866号東浜焼尻港線がある。

資料編 ・ 羽幌町全図 P. 127

(6) 空港、港湾の位置

最寄りの空港は、旭川空港（東神楽町）であり、本町からは車で約2時間30分、約130kmの距離である。

また、本町は離島である焼尻島、天売島を有しており、両島との間にフェリー・高速船が定期航路として就航している。(便数：夏季1日最大7便・冬季1日1便)

港は、羽幌には羽幌港（岸壁延長180m、水深－5.0m）、焼尻島には焼尻港（岸壁延長117m、水深－5.0m）、西浦漁港（物揚場延長180m、水深－2.5m）、天売島には天売港（岸壁延長87m、水深－5.0m）、前浜漁港（岸壁延長89m、水深－3.0m・物揚場延長70m、水深－2.5m）がある。

このほか、ヘリコプター離発着場として、焼尻島に、焼尻救急用ヘリコプター離着陸場（400㎡）、天売島に、天売救急用ヘリコプター離着陸場（400㎡）がある。

(7) 自衛隊施設

自衛隊施設としては、留萌市に陸上自衛隊留萌駐屯地がある。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

〈4類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

	特 徴	留 意 点
① 着上陸侵攻	<p>○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。</p> <p>○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。</p>	<p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</p>
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にするためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などに対する注意が必要である。</p> <p>○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、たとえば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティーボムが使用される場合がある。</p>	<p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町（消防機関を含む。）は、道、道警察、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の待避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>

③ 弾道ミサイル攻撃	<p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
④ 航空攻撃	<p>○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

〈緊急対処事態〉

分類	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	<p>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>① 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>② ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大となる。</p>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>① 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破</p> <p>② 列車等の爆破</p>	<p>爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合の人的被害は多大となる。</p>

攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	① 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ② 水源地に対する毒素等の混入 ③ ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散 ④ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	① 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。 ③ ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来	主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。